相模原市監査委員公表第１７号

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１９９条第７項の規定による監査を行ったので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告等を次のとおり公表する。

令和８年１１月２５日

相模原市監査委員　岩　本　　晃

同　　橋　本　愼　一

同　　中　村　昌　治

同　　石　川　　達

第１　監査の概要

１　相模原市監査基準への準拠

この監査は、相模原市監査基準(平成２９年相模原市監査委員訓令第１号。以下「監査基準」という。)に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づく財政援助団体監査及び出資団体監査

３　監査の実施日程

令和８年７月６日から同年１１月２４日まで

４　監査の対象

（１）財政援助団体監査

ア　対象団体

公益財団法人相模原市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)

所管課　市民局スポーツ推進課

対象補助金　公益財団法人相模原市スポーツ協会補助金

イ　対象年度

令和７年度。ただし、令和６年度に執行した事務の一部についても対象とした。

（２）出資団体監査

ア　対象団体

スポーツ協会

所管課　市民局スポーツ推進課

イ　対象年度

令和７年度。ただし、令和６年度に執行した事務の一部についても対象とした。

５　対象団体の概要

別紙のとおり

第２　財政援助団体監査

１　監査の対象及び対象補助金の状況

スポーツ協会及びスポーツ推進課

対象補助金の状況(令和７年度)

公益財団法人相模原市スポーツ協会補助金　６３，３５９，３９６円

２　監査の着眼点

監査基準第１１条第６項第４号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

区分	リスク	主な着眼点
対象団体	（１）補助金等の申請及び報告が適正に行われないリスク （２）補助金等に係る出納事務が適正に行われないリスク （３）補助金等が交付対象事業に適切に充当されないリスク	ア　事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 イ　補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。 ウ　事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が交付対象事業以外に流用されていないか。 エ　出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 オ　補助金等に係る収支の会計経理は適正か。 カ　会計処理上の責任体制は確立されているか。 キ　精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。 ク　財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
所管課	（１）補助金等の交付目的が達成できないリスク	ア　補助金等の決定は法令等に適合しているか。 イ　補助金等の交付目的及び交付対象

	（２）補助金等の交付決定、算定及び支出が適正に行われないリスク	事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。 ウ　補助金等に関する条件の内容は明確か。 エ　補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 オ　補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。 カ　対象団体への指導監督は適切に行われているか。 キ　補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

３　監査の主な実施手続

監査基準第１４条及び第１５条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。なお、実施に当たっては、公認会計士の専門的知見を活用した。

（１）書面調査

必要書類が作成され、適切に記載されているか、関係書面等の調査を実施した。

（２）聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

（３）現地調査

現金の管理状況等について、現地調査を実施した。

（４）ヒアリング

スポーツ協会の事務局長及びスポーツ推進課長に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

第３　出資団体監査

１　監査の対象及び出資の状況

スポーツ協会及びスポーツ推進課

本市の出資状況　出捐金４９，０００，０００円(出資比率４３．５％)

２　監査の着眼点

監査基準第１１条第６項第４号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

区分	リスク	主な着眼点
対象団体	（１）設立目的が達成できないリスク （２）出納その他の事務が適正に行われないリスク （３）決算諸表が適正に作成されないリスク （４）経営成績及び財政状態が良好でないリスク	ア　設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。 イ　定款、経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。 ウ　出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。 エ　会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。 オ　現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。 カ　決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。 キ　事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。 ク　経営成績及び財政状態は良好か。 ケ　収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。 コ　資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
所管課	（１）出資団体の経営成績及び財政状態が把握されないリスク （２）出資による権利の行使が適切に行われないリスク	ア　出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。 イ　出資による権利は市有財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。 ウ　出資者としての権利行使は適切に行われているか。

３　監査の主な実施手続

監査基準第１４条及び第１５条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。なお、実施に当たっては、公認会計士の専門的知見を活用した。

（１）書面調査

必要書類が作成され、適切に記載されているか、関係書面等の調査を実施した。

（２）聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

（３）現地調査

現金の管理状況等について、現地調査を実施した。

（４）ヒアリング

スポーツ協会の事務局長及びスポーツ推進課長に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

第４　監査の結果

第１から第３までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり対応を要する事項が見られた。

出資団体監査

注意事項

（１）スポーツ協会

通勤手当の支給に係る事務について、通勤届を確認したところ、公益財団法人相模原市スポーツ協会職員給与規程(以下「給与規程」という。)で定める通勤手当の支給要件を満たしてない職員に対し、手当を支給している事例が見られた。

給与規程第１０条第１項では、通勤手当は「自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの」を除き支給すると規定している。当該事例は、通勤届に実通勤距離片

道１．９キロメートルと記載されており、徒歩により通勤するものとした場合の距離も２キロメートル未満であったが、認識不足から、新たに計測することなく過去の事例に基づき手当を支給していた。

給与規程第１０条第７項では、通勤届の提出があった際には、届出内容の事実確認を行い、支給要件を満たしている場合に通勤手当を支給することとしている。

今後は、届出があったごとに内容を精査、確認するとともに、確認体制の見直しを図るなど再発防止に取り組み、適切に事務を執行されたい。

（２）スポーツ推進課

市から対象団体に委託している事業に係る出納事務について調査したところ、初心者からの「スケートボード教室」運営委託において、支出の根拠となる事業実施後の報告文書が確認できなかった。

相模原市公文書管理条例(平成２５年相模原市条例第４６号。以下「公文書管理条例」という。)第５条第１項は、「実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成しなければならない。ただし、事案が軽微なものであるときは、この限りでない。」と規定しており、文書事務の手引では、事案が軽微なものの例示として、「所掌事務に関する単なる照会及び問合せに対する応答」及び「行政機関内部における日常業務の連絡及び打合せ」としている。

今後は、公文書管理条例等を確認し、適切に事務を執行されたい。

別紙

対象団体の概要

スポーツ協会の概要

１　所在地

相模原市中央区富士見６丁目６番２３号　けやき会館４階

２　沿革

昭和２９年１１月２０日　相模原市体育連絡協議会設立

昭和３２年４月１日　相模原市体育協会に改称

平成元年１０月２６日　財団法人に移行

財団法人相模原市体育協会に改称

平成２４年４月１日　公益財団法人に移行

公益財団法人相模原市体育協会に改称

令和２年４月１日　公益財団法人相模原市スポーツ協会に改称

３　設立目的(定款第３条)

市民の体育・スポーツを振興し、もって市民の心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

４　事業内容(定款第４条)

（１）スポーツの普及啓発及び競技力の向上並びに健康・体力づくりの推進

（２）スポーツ団体、選手及び指導者等の育成指導、支援、表彰

（３）スポーツを通じた交流の促進

（４）スポーツに関する情報の収集及び提供

（５）スポーツ活動の機会・場の提供

（６）その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

５　基本財産

１１２，５２０千円(うち相模原市出資額４９，０００千円)

６　組織(令和８年３月３１日現在)

評議員会　評議員３７名

理事会　理事１５名(会長１名、副会長３名、常務理事１名)

事務局　事務局員３５名(事務局長１名、副主幹１名、総務係３名、事業係７名、施設係２３名)

加盟団体　　３６団体(４４，８３７名)

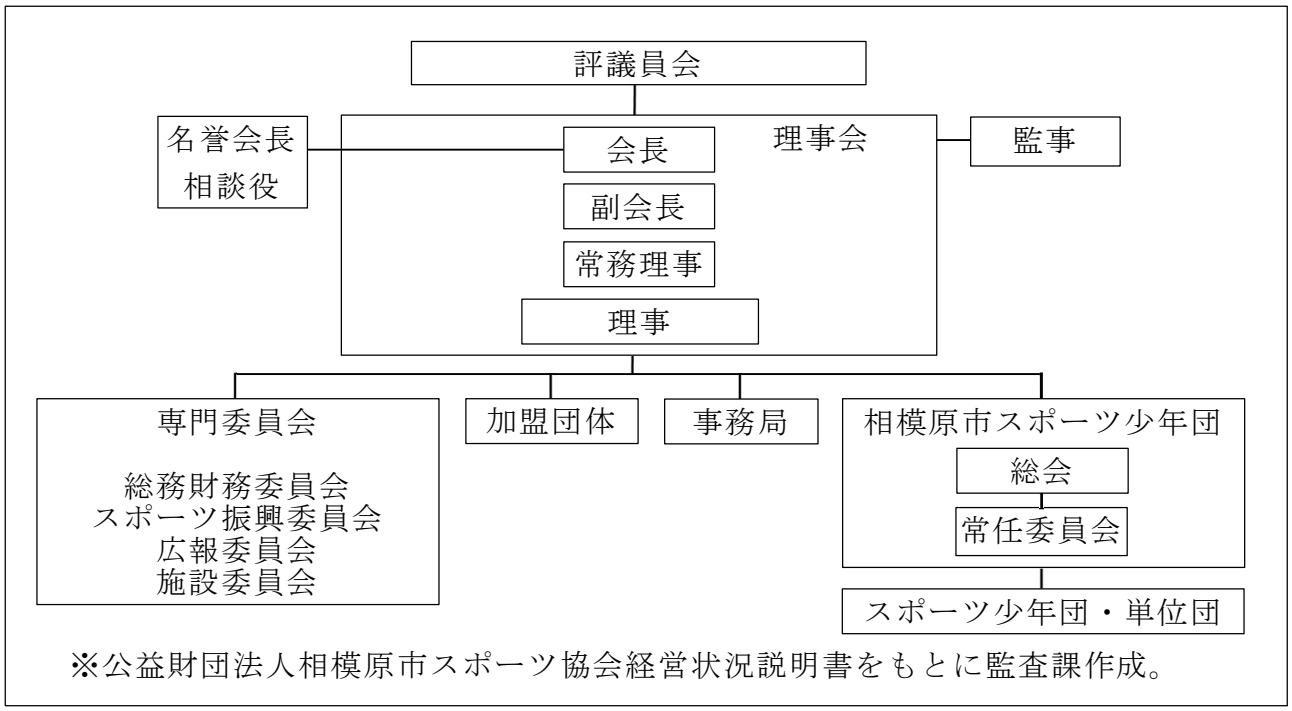
専門委員会　専門委員５４名(総務財務委員会１４名、スポーツ振興委員会１４名、広報委員会１３名、施設委員会１３名)

相模原市スポーツ少年団

総会　　常任委員２３名、委員１７０名

常任委員会　常任委員２３名(本部長１名、副本部長２名)

スポーツ少年団・単位団　１７０団体(５，６３８名)



※公益財団法人相模原市スポーツ協会経営状況説明書をもとに監査課作成。